

○ 情報公開室の設置に関する達

北海道防衛局達第4号

改正 令和元年6月14日北海道防衛局達第4号

改正 令和4年2月16日北海道防衛局達第1号

改正 令和4年3月31日北海道防衛局達第3号

改正 令和6年3月29日北海道防衛局達第2号

情報公開室設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

情報公開室の設置に関する達

(設置)

第1条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の施行に伴う行政文書の開示等に関する事務及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の施行に伴う保有個人情報の開示等に関する事務を円滑かつ適切に処理するため、北海道防衛局総務部に、情報公開室を置く。

(所掌事務)

第2条 情報公開室は、北海道防衛局（帯広防衛支局を除く。）の保有する情報の公開並びに個人情報の開示、訂正、利用停止及び行政機関非識別加工情報の提供に関する事務のほか、防衛省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）第2条第1項に掲げる事務及び防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第3条第1項に関する事務をつかさどる。

(構成)

第3条 情報公開室は、室長、副室長、室長補佐及び室員をもって

構成する。

- 2 室長は、総務課長をもって充てることとし、室の事務を掌理する。
- 3 副室長は、報道官をもって充てることとし、室長を助け、室の事務を整理する。
- 4 室長補佐は、総務課課長補佐（総括担当）及び（総務・企画審査・文書担当）をもって充てるものとし、室員を指揮監督し、室の事務を整理する。
- 5 室員は、総務課総務係長及び文書係長並びに室長が指定する者をもって充てるものとし、室の事務に従事する。

（関係各課等の協力）

第4条 室長は、情報公開室の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係各課等の長に対し、協力を求めることができる。

- 2 関係各課等の長は、情報公開室の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附則（令和元年6月14日北海道防衛局達第4号）

この達は、令和元年6月14日から施行する。

附則（令和4年2月16日北海道防衛局達第1号）

この達は、公布の日から施行する。

附則（令和4年3月31日北海道防衛局達第3号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月29日北海道防衛局達第2号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。